

豊中市人材確保促進補助金 Q&A

◆対象者について

Q. 対象となる中小企業者とは

A. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者となります。

Q. 常時使用する従業員とはなんですか。

A. 労働基準法第20条に基づく「解雇の予告を必要とする者」としています。

「日々雇い入れられる者」や「2か月以内の期間を定めて使用される者」「試みの使用期間中の者」などは常時使用する従業員には該当しません。

また、事業主などは解雇の予告を必要としないため、従業員には含みません。

Q. みなし大企業とはなんですか。対象になりますか。

A. 次の①から③のいずれかに該当する場合は、「みなし大企業」に該当し、対象外となります。

①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

Q. 法人は同じで複数の事業所を開設しているが、事業所ごとに申込み可能ですか。

A. 申込みできません。

◆必要書類について

Q. 市税に未納の税額がないことを証する書類とはどのような書類でしょうか。

A. 「**豊中市税に未納のない証明書**」という証明書があります。

市役所第一庁舎2階 税総合窓口（211番窓口）、新千里出張所5番窓口、庄内出張所2番窓口のいずれかに来庁して取得してください。（市民税課への郵送請求も可能です。）

「市・府民税納税証明書」、「法人市民税納税証明書」ではございませんので、ご注意ください。

※「豊中市税に未納のない証明書」の請求方法等につきましては、以下のリンク先を参照してください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi6/nouzeisyoumeisyo.html>

Q.「豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類」とは何を提出したらいいですか。

A. 法務局発行の「履歴事項全部証明書」（発行から3か月以内のもの）もしくは、住所と事業開始が確認できる「開業届」「営業許可証」「最新の確定申告書」の写し等でも可能です。

Q.「会社の概要が分かる書類」は何を提出したらいいですか。

A.会社のパンフレットやホームページを画面印刷したものでも可能です。

◆対象となる事業について【全般】

多様な人材の確保や就労促進を図る、また従業員にとって働きやすい職場づくりを促進する取り組みのための事業になります。

Q.いつまでに支払った経費が対象になりますか。

A. 事業実施後、令和7年3月31日までに支払った経費で、令和7年3月31日までに交付申込みができるものであれば、対象となります。

月払いの手数料等の支払いの申込時期等が不明な場合は、産業振興課へご相談ください。

Q.補助対象経費を計算するにあたり消費税の取り扱いはどうなりますか。

A.消費税及び地方消費税分については補助対象とはなりません。補助対象経費から除いた額で申込みをして下さい。

(例) 費用が 209,000 円で消費税分が 19,000 円の場合

補助対象経費 : 190,000 円 補助額 95,000 円 ($190,000 \times 1/2$ 補助)

Q.対象外になる経費はどのようなものがありますか。

A.下記のものが一例になります。

- ・補助金の交付申込前に包括的に契約を締結している社労士や弁護士への顧問料
- ・新規に作成する就業規則等に係る社労士への委託料・相談料など
- ・研修に係る、交通費・飲食費
- ・個人資格取得のための費用
- ・公租公課（消費税含む）※国や地方自治体に支払う税や保険料
- ・その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

Q.補助限度額が15万円になるときは、どのような場合ですか。

A.① (4)副業人材等の人材を活用するための事業を申込む場合

② 異なる補助対象事業を申込む場合

(例) (1)就業規則等を整備するための事業 + (3)ものづくり人材を育成するための事業

※同一事業を2回以上申込む場合、補助限度額の引上げはありません。

Q.異なる補助対象事業を申込む場合の注意点はありますか。

A.別々のタイミングで補助金を申込む場合、1つ目の事業の申込時は補助限度額が10万円

((4)副業人材等の人材を活用するための事業申込時を除く)になります。

また、補助限度額は申込みごとの対象経費の1/2になります。

(例) ①(1)就業規則等を整備するための事業 対象経費 30万円

②(3)ものづくり人材を育成するための事業 対象経費 4万円

の補助金を申込む場合

パターン1 ①を先に申込み、②を後から申込んだ場合

⇒ 補助額①10万円、②2万円 補助合計額 12万円

パターン2 ②を先に申込み、①を後から申込んだ場合

⇒ 補助額②2万円、①13万円 補助合計額 15万円

3万円の
差額

※同じ内容であっても申込む順番によって補助額が変わることがありますのでご注意ください。

◆対象となる事業について 【①就業規則等を整備するための事業】

Q.補助対象の経費は何ですか。

A. 「短時間勤務」「育児休業」「在宅テレワーク」「ハラスメント対応」等働きやすい職場づくりを進めるための就業規則の改訂にかかる経費のうち、「委託費」「報酬」「その他、市長が必要と認める経費」が対象です。

※「新規作成の場合」や「顧問料」は対象外です。

Q. 10名以下ため労働基準監督署へ就業規則を届出しませんが申込みできますか。

A. 「常時使用する従業員10名以下」の場合、届出は法令上義務ではないため労働基準監督署に未届けでも申込みは可能です。

「変更前・変更後の就業規則」及び「従業員が閲覧可能状況であることが確認できる画像」を添付いなければ申込み可能です。

Q.就業規則の作成を依頼したが社労士からの請求書内は源泉徴収が含まれたものであった。この場合、補助対象金額はどうなるか。

A.源泉徴収の金額は考慮せず、実際に社労士に支払った委託費(税抜)の金額で申込みをしてください。

◆対象となる事業について 【②働きやすい職場環境づくりを進めるための事業】

Q.社内の研修のうち、どのような研修が補助対象になりますか。

A.働きやすい職場づくりのための研修が対象となり、個人の技能向上のための研修は対象とはなりません。研修名だけでなく、研修資料等から実施内容を確認の上、支給対象となるか判断をさせていただきます。

次の表は対象（外）となる研修の例になりますので、参考にしてください。実施した研修が対象となるか不明な場合は産業振興課までお問い合わせください。

対象となる研修の例	対象外となる研修の例
・ハラスメント研修 ・ヘルスケア研修 ・グローバル・ダイバーシティ研修 等	・接客研修 ・パソコンスキル研修 ・マーケティング研修 等

Q.研修の参加費用等補助対象経費を研修実施前に支払ったが補助金の対象となりますか。

A.この場合、令和7年3月31日までに事業を実施し、交付申込ができるものであれば対象となります。事業実施後申込みを行ってください。ご不明な点は産業振興課へご相談ください。

Q.市内に事業所を設置しているが、本社が市外にある場合や事業主が市外に在住している場合は対象になりますか。

A.対象になります。市内に事業所があれば、本社や事業者が市外に在住・居住している場合でも対象になります。ただし、複数の事業所が合同で研修などを実施する場合はその研修の**参加者の3分の2以上の方が市内事業所に勤めていることが条件になります**。研修の参加者名簿等を添付してください。

Q.研修を受講予定であるが、複数回講義があり、長期に渡る（翌3月31日を超える）ものになる。その場合、どの時点で申し込めばよいか。

A.原則、研修を受講完了後に補助金の申込みとなります。ただし、1回あたりの研修費を都度支払っている場合はこの限りではありません。詳しくは、産業振興課までお問い合わせください。

Q.講義が複数回に渡って実施され、各回のテーマによって対象となるもの・対象外となるものがある。

この場合、申込みは可能か。

A.研修全体の計画書や各回の研修資料等の内容から研修全体に対して、補助対象とみなす研修が明らかに**1/2以上実施されたと判断ができるもの**については、対象とします。

◆対象となる事業について 【③ものづくり人材を育成するための事業】

Q.どこのポリテクセンター・ポリテクカレッジで研修を受講しても補助対象になりますか。

A.補助対象は全国のポリテクセンター・ポリテクカレッジが実施する研修なので、対象になります。ただし研修に係る交通費や宿泊費などの経費は補助対象外となります。

Q.研修等を受講したことがわかる書類とは何ですか。

A.ポリテクセンター・ポリテクカレッジで研修を受講した場合は修了証書が発行されるため、そちらをご提出ください。
オーダー型セミナー等を受講した場合は個別にご相談ください。

◆対象となる事業について 【④副業人材等の人材を活用するための事業】

Q.副業人材等とはどのような人材ですか。

A.事業所で勤務又は事業を実施する者であって、市内企業において業務委託契約等に基づいて、副業等の形態で中小企業等が抱える経営課題の解決等の業務に従事する人材のことで、下記のような事例があります。

- ・副業人材：「会社員として働く」+「隙間時間に収入の補強として取り組む」
- ・兼業人材：「会社員として働く」+「メインの仕事が複数ある」
- ・フリーランス：「特定の企業や組織に所属せず、個人事業主として請け負う」

Q.副業人材等への業務委託料は補助の対象になりますか。

A.対象になりますが、人材紹介事業者が仲介しているものに限ります。

また、業務委託料以外に別途支給している交通費や宿泊費等は補助の対象にはなりません。

Q.人材紹介事業者とはどのような事業者ですか。

A.職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第3項に規定する有料の職業紹介を営む事業者で、厚生労働大臣の許可を受けた事業者です。以下の厚生労働省のホームページを参照下さい。

○ 厚生労働省職業安定局「人材総合サイト」

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

Q.副業人材等の募集を専用サイト等で行ったが、副業人材等との委託契約にいたらなかった。この場合対象となりますか。

A.対象になります。ただし、採用を目的とした求人ではなく副業人材等を対象としたものに限ります。

Q. 副業人材等の活用を考えているが、副業人材等はリモートでの対応となり、市内事業所には来所しません。その場合は対象となりますか。

A. 対象になります。市内事業所等に直接赴いて業務に従事する必要はありません。

ただし、市内事業所に関する業務を行うことが必要です。

Q.副業人材等との委託契約期間の変更により人材紹介事業者より紹介料の返還がありました。何か手続きが必要ですか。

A.人材紹介事業者等に支払った手数料等の返還が発生した場合には、手数料の返還に伴う報告書（様式4号）に返還金した金額がわかるものを添付し、速やか提出してください。金額確認後、補助金の返還の手続きのご案内をいたします。